

## 西海市教育委員会（令和4年第6回定例会）会議録

期 日：令和4年6月21日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、矢吹 希己代

出席者：教育次長 山口 英文

教育総務課長 岩永 勝彦

学校教育課長 山田 喜彦

社会教育課長 作中 修

教育総務課 課長補佐 森下 直也、吉村 美香

学校教育課 参事 平田 真希子

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：1名

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第6回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、矢吹委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

西海市防災会議

県教育長来庁

天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議

西海市民生委員推薦会

西海市中学校総合体育大会（球技・武道）

校長当初面談

学童傘贈呈式  
電子黒板説明会  
県特別支援教育課来庁  
いじめ等調査委員会  
観洲水墨画展  
第38回長崎県グラウンド・ゴルフ親善西海大会  
市議会招集日  
土曜学習開講式  
教頭会研修会  
市議会一般質問

## 5. 議事

日程第1「議案第53号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」

### ○教育長

日程第1「議案第53号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

(議案朗読)

今回変更となった委員は3名で、1番の●●委員、6番の●●委員、8番の●●委員となっております。説明としては以上です。

### ○教育長

ただいま、議案第53号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第53号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第54号 西海市社会教育委員の委嘱について」

### ○教育長

日程第2「議案第54号 西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

(議案朗読)

今回変更となった委員は、7番の●●委員になります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第54号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第54号 西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第55号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第55号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

今回変更となるのは4番の●●委員になります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第55号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第55号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第55号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第56号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」「議案第57号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会への諮問について」

○教育長

日程第4「議案第56号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

今回初めてこの委員会を組織しますので、少し詳しい説明をいたします。まず、お名前からですが、1番から順に読み上げていきたいと思えます。●●委員、●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の10名となります。1番から5番までが学識経験を有する者で、1番から4番までが大学の教授等になっております。備考に大学名等を記載しております。5番も同じく学識経験を有するものですが、文化財保護審議会の委員の方になっていただいております。それから6番、7番が地域を代表するものとして、ホゲット石鍋製作遺跡が所在する地域の区長様になっていただいております。羽出川郷行政区と奥浦郷行政区になります。8番から10番が関係行政機関の職員ということで、各部の部長に委員になっていただいております。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第56号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

次の議案第57号ですけれども、この委員会への諮問について図られています。関連があると思えますので、一括して説明や審議ができないでしょうか。ご検討よろしくお願ひします。

○教育長

はい。よろしいかと思えますので一括して審議したいと思えます。議案第57号の説明もお願ひします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページに諮問文の案があります。この策定委員会への委員長宛てに教育長からの諮問ということで、国指定史跡ホゲット石鍋製作遺跡の保存活用計画の策定について、西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例第2条に基づき、下記の理由及び検討事項について諮問します。

滑石製石鍋は、古代末期から中世にかけて国内で流通した煮炊き用の道具である。西彼杵半島には、滑石の露頭が多く、70か所を超える石鍋製作遺跡が確認されており、西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷に位置するホゲット石鍋製作遺跡は、国内最大規模の遺跡と評価されており、昭和56年に国の史跡に指定されている。しかしながら、指定後40年以上を経て、岩盤の崩落や植生の変化などが確認されており、今後の保存と活用の基本方針となる計画の策定が必要な状況である。検討事項はホゲット石鍋製作遺跡の保存活用計画の策定についてということでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第56号及び議案第57号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

任期は2年とありますが、この諮問に対して、どれぐらいの期間で答申を考えておられるのでしょうか。ここにあるように日本最大級の遺跡であれば非常に価値もありますし、大事にしたいと思えますが、子どもたちにも、ここにこういうものがあるんだ、昔の人は

こういう生活をしていただくと実際に見られるような教材として、できるだけ早く公開してほしいなと思って質問いたしました。

○社会教育課長

期間といたしましては2年間を予定しておりまして、今年度末に中間報告書の作成、来年度に最終報告ということで、再来年の6月までですけれども、一応そのようなスケジュールで考えております。この計画を策定するに至った経緯といたしましては、1番大きいシンボリックな第6工房が雨水の流入ですとか、周りの植生の変化によりまして、崩落や岩盤のせり出しなどが見られますので、これをどのように文化財として保存していくのかというところで大変悩ましい状況なものですから、専門家の方々にご意見をいただきまして、その方法についてですね、いろいろと検討したいと思っております。場所も大変遠いところですね、現場までの道もなかなか不明瞭でわかりにくいという問題などもありますので、その辺の問題まで含め議論をしていただいて、適切な保存活用計画ができれば、それに従いまして、国県等の補助などもいただきながら整備ができるものと思っております。

○北島委員

国指定ということで、国との関係ですね、文化庁との関係について、この答申がどういう形になってくるのか、例えば自治体に保存については任せますよ、ということなのか、何らかの報告義務ですとか、文化庁の監督義務等があるのかを教えてください。

○社会教育課長

今聞いている限りではですね、この保存活用計画というのは所有者が作るようになっておりまして、ここは市の土地でありますので市が作るということになっております。よほどの棄損とか、そういったものであれば指導が入ると思いますが、基本的にはそれぞれの所有者が保存活用計画の策定をして、どのような保存活用をするかというのを作るようになっております。ただ補助金絡みでの助言などは出てくるものと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第56号及び議案第57号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第56号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」、「議案第57号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会への諮問について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第58号 西海市文化活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第5「議案第58号 西海市文化活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明としては3ページの新旧対照表で変更部分を説明したいと思います。

新たに委託料を加えまして、後の番号がずれる形の改正になっております。

4ページに改正のポイントを書いておりますけれども、ポイント1で記載しておりますが、演奏会や著名な方による講演会、映画上映など、多様な文化事業を実施できるよう、補助対象経費、委託料ですね、そちらの拡充を図るというものになっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第58号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

略されている他の補助対象経費はどういうものがありましたでしょうか。

○社会教育課長

賃金、報償費(参加賞を除く。)、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、前各号に掲げるもののほか市長が認めた経費ということになっております。

○北島委員

これは対象経費ですので、委託料ということは、例えば文化協会がその演者に交渉して、講演会や上映に対してかかる費用を委託料とするということでしょうか。

○社会教育課長

はい、そうなります。今回、文化協会に支出する費目として委託料というのをこちらが認めるということにいたします。

著名な方など事務所を通してですとか、市の報償費の基準ではとてもお呼びできない方ですとか、団体で人数が多い楽団となりますと費用が合わないとすることがあります。6月議会で補正予算として計上しておりますが、今度原爆をテーマにした映画を文化協会と共催で上映することになっております。これも映画の制作と文化ホールで上映するためのプロジェクターやスクリーンなどを設置して、上映する技術を持った会社の方などに、やはり10万円とか30万円をお願いをして、上映していただかないといけないんですけれども、これを文化協会が行うとなると、やはりその委託料という形をお願いをしないことにはですね、直営で何でもやるのは実質不可能ということもありまして、これを機会に、こういった多様な文化事業を実施できるように改正をさせていただきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第58号 西海市文化活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

## 6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：7月28日(木)午後1時30分～

## 7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前10時20分閉会)